

| テーマ | 頂いた意見 |
|-----------|--|
| 命を守る | <p>避難勧告が出せない、もしくは遅れるという事例が各地で多発している。個々の事例にそれぞれの問題点も指摘されるものの、これだけの事実が重なる実態を踏まえれば、多少の技術的改善を重ねたとしても、今後とも適時・的確に避難勧告を出すことには限界があると考えるのが現実的である。また、避難勧告は一定の地域に発せられるが、地域には高低差もあり、また個人の居室にも構造・階層に差異があり、域内全ての人が避難所避難をすべきではない状況も多々生じる。災対法に垂直避難が謳われた背景もそこにあり、避難勧告が出されることの意味合いは、自分にとっての適切な行動を取ることを勧告しているのが実情となっている。以上の状況を踏まえるならば、わが国の避難態勢は、これまでのように避難勧告に基づくことに限界があることは明白であり、避難勧告に依存して住民に行動指南をすることを原則とする避難制度は破綻していると考えべきだ。災害時の適切な対応行動は、住民各自が自分にとっての適切な行動を考えるべきであり、住民に主体的な対応姿勢を求めざるを得ない。そこにおいて避難勧告は、「行動指南型」から、今後は、避難を考えるに値する状況になったという事実を伝える「状況通達型」に改めることが必要だと考える。このような状況通達型の情報であれば、発令権限者を首長に限定する必要はなく、地元気象台や国土交通省河川事務所、県事務所、警察など、その状況をいち早く認知した者が躊躇なく出せるようになる。このような日本の防災体制の抜本的変革には、行政が住民を守ることを基本理念(3, 4, 5条)とする現状の災害対策基本法の改定が不可欠であり、国民は自分で自分の命を守ることを基本として、それを災害対策基本法の基本理念とするような法改正が必要である。</p> <p>国民に自らの命を守ることに對する主体性を求めることは、わが国の防災にとって必須の課題である。そしてそれを国民に共通した認識までに高め、防災文化として定着させることが必要と考える。特に長年にわたって政府主導で図られた防災力の向上は、一方で国民の脆弱性を高めた事実を考えるなら、一層の国土強靱化にあわせて、それに整合する国民強靱化を図らなければならない。その手立ては唯一、義務教育のなかで継続的に取り組む防災教育にあると考える。10年の防災教育の継続は、主体的に自らの命を守ることを常識とした国民を作るプロジェクト、さらに10年の継続は、親として次世代にそれを伝える年代になることで、文化醸成の礎をつくるプロジェクトになる。防災教育の充実は、教員養成課程に防災教育を必須単位とすることで教員の資質を向上させることや、防災を教育科目として義務教育に組み入れるなどの対応が必要となる。このような働きかけを文部科学省に行うべきではないか。</p> |
| 壊滅的な被害の回避 | <p>ここ数年、毎年のようにスーパー台風が発生するなど、近年台風の巨大化が著しい。このような地球温暖化に伴う巨大台風の発生は、今後しばらくは続くものと思われ、10年オーダーで考えるとその直撃を受ける事態も現実的なものと捉えるべき。台風に伴う先行雨量も多くなるなかで河川水位が上昇し、その下で高潮が発生した場合、大都市圏のゼロメートル地帯における被害は極めて甚大なものとなり、人的被害は莫大なものとなるのが危惧される。大規模な避難交通を処理しきれない状況になることに加えて、広域避難が制度的にも確立されていないなかでその時を迎えるなら、ゼロメートル地帯からの膨大な避難者は、あらゆる交通路に溢れかえり、いわばフリーズ状態のなかで強風により対応できなくなるからである。仮に渋滞緩和のために高層階住民を垂直避難として浸水域内に留めたとしても、長期湛水のなかで救出者が余りに多く対応は不可能と思われる。早期の広域避難で対応するにしても、誰が広域避難が必要との事態認定するのか、事態認定の権限者が存在しておらず、現状の首長防災の制度下においては、事態が起こってしまったからの場渡り的な対応にならざるを得ないのが現状ではないか。広域避難は円滑化において、避難交通を空間的・時間的に分散することが極めて重要になるが、空間的分散には広域的な避難計画が必要でありその調整が必要となる。また、時間的分散には、事態認定の下で早期の広域避難勧告が必要となる。このような広域避難態勢の確立は、内閣府防災の任務であり、台風の巨大化、被害の大きさに鑑みて、その早急な対応を内閣府に求めることが喫緊の課題である。</p> <p>地下空間(ビル、地下街、地下鉄)の浸水・水没被害は未曾有となる恐れが大きい、したがって、ビルでは、浸水被害を避けるため、重要な施設、装置類は2階以上に設置することを基本とする。また、ビル、地下街、地下鉄については、地上浸水によって簡単に地下空間に浸水が及ばない、あるいは浸水を遅らせることができるような防水扉、防災板などを事前に用意して、設置訓練を常態化する。</p> |

| テーマ | 頂いた意見 |
|---|---|
| 壊滅的な被害の回避 | 高潮や津波で浸水被害を受けた施設や装置の内、金属部分や電子回路などは結果的にはすべて交換しなければならないことが2012年ハリケーン・サンディの調査結果からわかった。すなわち、装置、施設が浸水の恐れがある場合には、防水仕様として、被害軽減と被害回復が早くなることを推進する。 |
| | 電力、通信ケーブルやガス管などが入った共同溝や洞道が水没し、絶縁不良が起こったり、端部の接続不良からビルや地下空間の浸水、水没が発生し、ライフラインが故障する。古い共同溝や洞道の点検・補修作業を継続する。 |
| | 浸水被害が発生することを前提にして、早期復旧を図る。たとえば、2階屋内につながる外付け階段の設置、1階の床水洗用大型水道栓の設置、排水用の集水柵を1階の床面に設置、地下のフロア計画と全体的水没を避ける防水扉の設置が考えられる。 |
| | 広域浸水した場合の排水計画と、消防ポンプ車の配車計画、国土交通省が所有する大型排水ポンプ車の派遣計画などを事前策定する。 |
| | 利根川、荒川、淀川などの左右岸がもし破堤氾濫した場合の最適排水計画(市街地での人工盛土の急造や道路の中央分離帯を利用した盛土による二線堤などによって氾濫水の人工的に誘導する)を策定し、流域住民への周知徹底・理解と住民の避難計画を連動させる。これによって、浸水面積の極小化を図る。 |
| | 東京電力の電線の地中化(延長約3,500km)に伴う地上の変圧トランス(トランスボックスと配電ボックスで構成)の浸水による停電を避けるために、防水化を推進する。 |
| | 浸水による湛水の長期化によって、腐食、カビの発生、感染症の拡大など思わぬ被害が発生・長期化することが懸念される。そのため、湛水の長期化を避けるために、ポンプなどの排水計画を事前に用意し、訓練を重ねて対応に習熟しておく。 |
| | 企業の意識を高めBCP等の作成を促進するため、経済産業省や都道府県担当部局との連携を強化し、単発ではなく継続的な取り組みを進めていく必要がある。 |
| | 企業防災については、中小企業における取組が特に遅れているため、商工会議所等を対象にした対策を進めていく必要がある。 |
| 外力規模や複合災害を想定する場合には、オランダにおける整備水準である1万年確率が一つの目安となるのではないか。 | |